

## 6 新規中学校卒業予定者対象の求人申込み等について

### (1) 求人の受理

- ① 中卒用求人票（P35参照）は、事業所を管轄するハローワークにおいて6月1日から受理します。
- ② 中卒用求人票は、職種別に作成してください。
- ③ 青少年雇用情報シートも併せて作成してください。

### (2) 求人の連絡

他の地域での採用を希望する求人は、7月1日以降、その地域を管轄するハローワークへ求人の連絡を行います。

### (3) 選考結果の通知

- ① 採否結果は、できる限り速やかに（採用選考後、おおむね7日以内）本人、紹介を受けたハローワーク及び中卒用求人申込みを行ったハローワークに通知してください。
- ② 不採用となった生徒の応募書類については、速やかに紹介を受けたハローワークへ返送してください。

### (4) 応募書類等

紹介状に添付して求人者へ送付される応募書類は、全国統一応募書類（P44参照）となっており、それ以外の「独自の社用紙」や「戸籍謄（抄）本」等の提出は求めないでください。

### (5) 就業開始日

採用を決定した者の就業開始日は、労働基準法第56条の規定により4月1日以降となります。また、実習や研修についても4月1日以降となりますのでご注意ください。

## 7 公共職業能力開発施設修了者対象の求人申込み等について

### (1) 求人の受理

- ① 公共職業能力開発施設修了者を対象とする求人の申込みは、おおむね職業訓練修了日の6ヶ月前から事業所を管轄するハローワークで行います。  
また、「学校等が行う無料職業紹介事業」を行っている公共職業能力開発施設にも求人申込みを行うことができます。

### 注 意

高卒2年訓練課程（県立峡南高等技術専門校：自動車整備科、県立産業技術短期大学校）は新規大学等卒業予定者と同様の取扱いとなります。

- ② 求人申込みは、一般求人申込を職種別に作成して行ってください。

### (2) 求人の連絡

他の地域から採用を希望する求人は、その地域を管轄するハローワークへ求人の連絡を行います。また、公共職業能力開発施設へ求人情報の提供を行います。

### (3) 選考の連絡

採否結果は、できる限り速やかに（採用選考後、おおむね7日以内）本人及び紹介を受けたハローワークに通知してください。

### (4) 就業開始日

採用を決定した者の就業開始日は修了日の翌日以降となります。

